様式第二の記載要領第四号の表特定地域における工業用機械等の特別償却の項の前に次のように加える。

情報流通円滑化設備の特別償却	第68条の26第１項（償却費）	10616	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10617	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却の項中「第68条の33第１項第１号イ」を「平成30年旧措置法第68条の33第１項第１号イ」に、「第68条の33第１項第１号ロ」を「平成30年旧措置法第68条の33第１項第１号ロ」に改め、同表サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の項を削り、同表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項中「第68条の34第１項」を「第68条の33第１項」に改め、同項の次に次のように加える。

企業主導型保育施設用資産の割増償却	第68条の34第１項（償却費）	10618	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10619	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却の項中

の35３項	10522	特別償却限度額の欄の金額
11項29年項第	10523	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
29年項又条の条の年旧第３第47	10461	特別償却限度額の欄の金額

を

第68条の35第１項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成29年旧措置法」という。）第68条の35第１項又は平成27年旧措置法第68条の35第１項（償却費）（第68条の35第３項第２号、平成29年旧措置法第47条の２第３項第３号又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号）	10461	特別償却限度額の欄の金額

に改め、同表倉庫用建物等の割増償却の項中「平成28年旧措置法第68条の36第１項（償却費）」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成28年旧措置法」という。）第68条の36第１項（償却費）」に改め、同表特定事業再編投資損失準備金の項を削り、同表収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例の項中

10349	法規別表十三（四）「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）	法規別表十三（四）「25」の欄の金額（当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
10350	法規別表十三（四）「25」の欄の金額（当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）	法規別表十三（四）「29」の欄の金額が同表「31」の超える場合には、同
10528	法規別表十三（四）「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）	法規別表十三（四）「25」の欄の金額が同表「27」の超える場合には、同

を

10349	法規別表十金額（当該欄の金額を欄の金額）
10350	法規別表十金額（当該欄の金額を欄の金額）
10528	法規別表十金額（当該欄の金額を欄の金額）

に改め、同表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項中